

(臨床研究に関するお知らせ)

和歌山県立医科大学法医学講座で法医学解剖を受けられた方の遺族の方々へ

和歌山県立医科大学法医学講座では、以下の臨床研究を実施しています。ここにご説明するのは、法医学解剖後すでに保存されている臓器の一部を死因の究明等の解析に用いる「後ろ向き観察研究」という臨床研究で、本学倫理審査委員会で審査され承認のうえ、学長による実施許可を得て行うものです。すでに存在する試料を利用させて頂く研究ですので、対象となる方に新たな検査や費用のご負担をお願いするものではありません。また、対象となる方が特定できないよう、個人情報の保護には十分な注意を払います。

2003 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までに法医学解剖された方のご遺族で、研究への使用を拒否される場合は、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

1. 研究課題名

法医学解剖検例における大動脈破裂・大動脈瘤破裂に関する後ろ向き研究

2. 研究責任者

和歌山県立医科大学法医学講座 教授 近藤稔和

3. 研究の目的

法医学解剖後に保存された臓器の一部は、司法当局から囑託された鑑定目的と同時に、死因の究明、身元の確認等の精度向上のための研究に使用させていただくことがあります。死因の究明や個人識別は、亡くなられた方の人権を擁護するだけでなく、事件や事故または病気の再発防止に役立てられ、社会の安全・福祉の向上に寄与します。法医学実務（法医学鑑定）において死因確定は最も重要な実務の一つであり、その際、客観性且つ正確性が求められることは言うまでもありません。特に死因の判定は、直接死亡した原因（直接死因）のみならず、直接死因をもたらした原因（原死因）の判定が必要不可欠です。例えば、高所からの転落や交通事故事例において、大動脈破裂や大動脈瘤破裂が認められた場合では、その破裂が病的破裂（自然破裂）なのか外傷性破裂なのかの鑑別をすることは法医学的には極めて重要となります。大動脈破裂や大動脈瘤破裂においては、破裂部の炎症病態、蛋白分解酵素発現、破裂部の器質化状態の検索が必要不可欠です。したがって、大動脈破裂、破裂大動脈瘤、未破裂大動脈瘤の事例について、通常の病理組織検査に加えて、炎症細胞、炎症性サイトカイン、ケモカイン、マトリックスメタロプロテアーゼの免疫染色や遺伝発現を検討し、解剖所見を含めて総合的に検討することによって、病的破裂（自然破裂）なのか外傷性破裂なのかの鑑別のための有用な指標を見つけ出します。本研究に用いる試料は 2003 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までにに行った法医学解剖後すでに採取・保存しており、「後ろ向き観察研究」という臨床研究です。

4. 研究の概要

(1) 対象となるご遺体

2003 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までに和歌山県立医科大学法医学講座で法医学解剖を受けられた方のなかから大動脈破裂、破裂大動脈瘤、未破裂大動脈瘤のいずれか認めた事例を対象としています。

(2) 研究期間

研究実施許可日～6 年間

(3) 利用させて頂く試料

法医解剖後に、すでに保存されている臓器の一部です。

(4) 方法

保管中の試料を用いて、さまざまな物理的、化学的、生物学的検査および疫学的検討を行うものです。皆様の暮らしている社会や医学界に還元する意義が大きいと判断される事柄に関して、当講座では事例報告や医学研究として学会や紙上で発表させていただくことがあります。

5. 個人情報の取扱い

利用する情報からは、法医解剖を受けられた方を特定できる個人情報は削除します。また、研究成果は学会や学術雑誌で発表されることがありますが、その際も法医解剖を受けられた方の個人情報が公表されることはありません。

6. ご自身の情報が利用されることを望まない場合

臨床研究は医学の進歩に欠かせない学術活動ですが、過去に法医解剖された方のご遺族で研究への使用を望まない場合、これを拒否する権利があります。その場合は、下記までご連絡ください。研究対象から除外させていただきます。なお、研究協力を拒否された場合でも、亡くなられた方やご遺族に不利益が生じることは一切ありません。

7. 資金源及び利益相反等について

この研究は、和歌山県立医科大学の教育研究基盤経費で実施します。本研究に対する企業等からの資金や利便の提供はありませんので、利害の衝突は発生しません。

8. 問い合わせ先

和歌山市紀三井寺 811-1

和歌山県立医科大学法医学講座 担当医師 近藤稔和

TEL & FAX : 073-441-0641

E-mail : kondot@wakayama-med.ac.jp